

( 続紙 1 )

京都大学	博士 (法学)	氏名	井関竜也
論文題目	政党政治の中の司法部門：第二共和国のイタリア憲法裁判所を手掛かりに		
(論文内容の要旨)			
<p>民主主義国家における自律的な司法部門は、議会や行政部門を構成する政党勢力との相互関係のなかで、どのようにその権限を行使するのか。また、そのような司法部門の存在を前提としたとき、政党の行動はどのように変化するのか。本論文は、議院内閣制をとる民主主義国家において司法部門が政治過程に大きな影響力を発揮した例とされながら、憲法裁判所と政党に関係について見解の相違が存在しているイタリア憲法裁判所の分析を通じて、この問いに一定の答えを示す。今日、自律的な司法部門は民主主義国家に広く普及しており、数多くの重要な役割を果たしていることが実証上も明らかになっており、また司法部門の政府の他部門に対する実質的自律性や権限の強さには民主主義国家の間でも程度の差があることも示されているが、本論では、政党が司法部門と政府の他部門との関係を規定すると主張する。第1章ではこのような本論文の課題と、それに対する仮説が示されている。</p> <p>第2章では先行研究レビューを通じ、本論の依拠する理論的枠組みを提示している。司法政治学には制度変化を説明するマクロレベルの研究と、一定の制度下での司法の行動を分析するミクロレベルの司法行動論が存在するが、制度が安定した民主主義国家の司法を分析するには、後者が適していることを指摘する。そのうえで、司法行動論に残された問題点として二点が指摘される。第一に、他のアクターが司法部門に対してどのような誘因を持ち、どのような行動を取っているのかが明らかにされていないということ。第二に、司法と戦略的關係にある議会や行政部といったアクターが単一アクターとして扱われ、それらを構成する政党の行動が考慮されてこなかったことである。そこで、本論文は政党の行動に注目し、政党の司法部門に対する戦略的行動について分析することが述べられる。</p> <p>第3章では分析対象である第二共和国のイタリア憲法裁判所について制度概要を説明したうえで、分析対象として選択した意義を述べる。</p> <p>第4章から第6章では実証分析が行われる。</p> <p>第4章では、野党の行動が、司法部門の戦略的行動に与える影響について分析している。司法行動論の先行研究は、有権者が司法に高い信頼を与えていることと、議会・行政部が判決を遵守したかどうかを監視できることが、司法が政府に不利な判決を下す条件であるとしてきた。これに対して本章は、野党が判決遵守を争点化することも、政府に不利な判決の条件であると主張する。分析の結果、違憲審査の対象となった場合にも野党が判決遵守を争点化しやすいと考えられる法律ほど、違憲判決の対象となりやすいことが示された。この結果は、野党による争点化が、憲法裁判所の判決に影響を及ぼし</p>			

ていることを示唆している。

第5章では、刑事司法機関を含む司法官僚機構である司法官と、議会多数派・内閣の対立が憲法裁判所で係争した二つの事例について、比較分析を行っている。第一の事例は、中道右派政権の下で成立した、首相を含む高位公職者に対する刑事免責を定めたアルファーノ法について検察官が違憲無効と訴え、違憲審査が行われた政治過程である。この事例では野党の中道左派は同法の不当性を強く主張しており、違憲判決が下された。第二の事例は、対テロ作戦の一環としてイタリア国防省が米国のCIAと共同で行ったアブ・オマル師の誘拐・身柄移送を、検察が違法な誘拐であると摘発した事件だが、この事例では対テロ作戦を開始した中道右派だけでなく、政権交代を経つつ中道左派も対テロ作戦を追認し、政党間合意が形成されていた。その結果、憲法裁判所は対テロ作戦の合法性を認める判決を下した。以上の過程では、野党が政党間合意に応じて違憲審査に対する姿勢を変化させていることが観察され、第4章の理論的主張と一致するものであることが示される。

第6章では、中央政府が司法部門に訴訟を提起するという行動を取り上げ、司法部門が判決を下す以前に行われる、司法部門に対する政党の戦略的行動について明らかにしている。本章では、国は党派性の異なる州政府に対する選挙戦略、具体的にはネガティブキャンペーンとして訴訟を提起していることを明らかにするため、国による州政府に対する主要問題型合憲性審査の訴訟提起を対象に分析を行い、以下の結果を得ている。第一に、国は党派性の異なる州政府に対して、より多くの訴訟を提起している。第二に、党派性の異なる州政府に対する訴訟提起は、訴訟提起が地方選挙に及ぼす影響が大きくなると考えられる州議会選挙直前期に増加している。以上の結果は、憲法裁判所への訴訟提起自体が、中央政府によって選挙戦略として活用されうることを示唆している。

第7章は結論部であり、本論文の司法政治学とイタリア政治研究に対する貢献をまとめたうえで、今後の課題を示している。

民主主義国家における自律的な司法部門は、どのようにその権限を行使するのか。またそれによってどのような政治的帰結を生じるのか。本論文は、イタリア第二共和国において強い存在感を示す憲法裁判所を扱い、その判決行動が政党との相互関係によって規定されてきたこと、また政党はそれを見越して訴訟提起を行うなど、政治的競争を有利に進めるために戦略的に対応してきたことを示し、司法政治学に一定の貢献をなすと同時にイタリア政党政治理解にも貢献しようとした実証研究である。

本研究の第一の意義は、司法政治学に関する先行研究の詳細な検討を通じて、司法部門がどのような判決を下すのかという司法行動が、様々な制度的拘束に加えて、立法部門や行政部門との戦略的相互関係に左右されること、特に政治的競争を展開する政党との相互作用を踏まえ、判決が遵守されるかどうかや有権者の評価等を先読みしたものでありうることを示し、戦略性を織り込んだ戦略的司法行動論の重要性を明らかにしたことである。司法を政治学的な観点から分析的に捉えるこのような研究は、アメリカを中心に、海外の政治学では盛んに取り組まれているが、日本においては未開拓の分野でもあり、本論文がその課題に真正面から取り組もうとしていることは高く評価できる。

第二に、従来のイタリア政党政治研究では、司法はしばしば政治過程を決定的に左右する強い行為者として登場したが、その行動のメカニズムが十分に明らかにされていないため、説明はアドホックなものになりがちであったが、政党勢力との戦略的相互関係の中に憲法裁判所を位置づける一貫した視座を示し、一定の実証的な証拠を示すことで、イタリア政党政治の理解を一步進めることにも成功している。

第三に、各章では、新聞等を利用した事例分析、判決結果などの計量分析など、独自に収集した多様なデータをもとに、様々な手法によって分析を加えており、高いレベルの説得力ある実証研究であると評価できよう。

他方で本論文では、比較研究が示唆されているが、イタリア第二共和国の固有性の効果の検討は十分でなく、一般化可能性には疑問が残る。また政党の行動原理に関する検討も理論的発展の余地があるなど、いくつかの課題が残されている。しかしこれらは今後の研究課題というべきであり、上記の本論文の意義、学術的貢献を損なうものではない。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものであり、かつ、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると認められる。また、令和3年1月28日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。なお、本論文は、京都大学学位規定第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えて、その内容を要約したものとすることを認める。